

「ゲノム編集でない」の表示は 消費者庁も認めています◎



✔ 「ゲノム編集でない」の表示は消費者庁もOKと！

OKシードマークの使用を検討している事業者の方から、次のような質問をいただくことがあります。

遺伝子組み換え食品の場合、日本で流通している9農作物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）以外の作物・食品に「遺伝子組み換えでない」と表示することは優良誤認となるので禁止されている。ゲノム編集食品の場合も、同様なのではないか？ OKシードマークには「ゲノム編集でない」と書かれているが、消費者庁から指導されないか心配だ。

この質問に対する回答は、「『ゲノム編集でない』と表示しても問題ありません」です。消費者庁は『食品表示基準Q&A』で「ゲノム編集技術応用食品でない食品又はそれを原材料とする加工食品に『ゲノム編集技術応用食品でない』と表示することについては、それが適切になされる限りにおいて、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するものであると考えられるため、特に禁止されるものではありません」（※1）との見解を公表しています。

※1：出展消費者庁『食品表示基準Q&Aについて』別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240328_12.pdf

✔ ゲノム編集食品には（残念ながら）表示の義務付けがない

消費者庁は、食品表示基準において「遺伝子組み換え食品」については一定の表示義務を定めています。しかし、ゲノム編集応用食品については、表示の義務付けがないため、禁止することはできないのです。食品に関する情報を「消費者の自主的かつ合理的な選択」のために表示として提供することは、「消費者の選ぶ権利」に資するものであり、推奨されます。

ただし、食品表示一般にいえることですが、「それが適切になされる限りにおいて」、その表示ができます。具体的には、「合理的な根拠」があることです。根拠となる資料をそろえて、保持することが必要です。

✔ 根拠資料を保管しよう！

「ゲノム編集でない」という表示をする場合、表示をする事業者が、その農水産物や加工品にゲノム編集作物・食品が混入していない**根拠資料**を保管する必要があります。「根拠資料」というと難しそうに聞こえますが、心配はいりません。農作物であれば、タネの袋が根拠資料になります。加工食品であれば、原材料メーカーからゲノム編集食品を使用していない資料を取り寄せれば、それが根拠資料となります。

詳しくはOKシードプロジェクトの事務局にご相談ください。ウェブサイト(※2)にも説明があります。

※2：OKシードマークを付ける上で必要なこと
<https://v3.okseed.jp/okseedmark/basicdocs>



お問い合わせはコチラから

OKシードプロジェクト
<https://okseed.jp/contact/>

